

## 職場での受動喫煙防止対策に取り組む 中小企業事業主の皆さまへ

# 受動喫煙防止対策助成金 のご案内

この助成金は、職場での受動喫煙を防止するために、喫煙室の設置などを行う際に、その費用の一部を助成するものです。

### 対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主であること
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主であること

業 種	常時雇用する労働者数	資本金
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	300人以下	3億円以下

- (3) 一定の基準（喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上）を満たす喫煙室を設置（改修も含む）すること

### <平成25年度から助成金制度が使いやすくなりました>

助成金制度の変更点は以下の3点です。

- 対象事業主をすべての業種の中小企業事業主に拡大
- 助成率を1/4→1/2に引き上げ
- 交付対象を喫煙室を設置する措置のみに限定



## 助成内容

喫煙室の設置にかかる経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費※の2分の1の額を支給します（上限額：200万円。1,000円未満の端数は切り捨て）。

助成対象経費※	助成率	上限額
工費、設備費、備品費、機械装置費など	2分の1	200万円

なお、支給は事業場単位とし、**1事業場につき1回**とします。  
また、同じ事業場で複数の喫煙室を設置する場合は、1件の申請として、まとめて行ってください。（1申請の上限額は200万円）

※助成対象経費として認められるのは、要件を満たす喫煙室を設置するために必要なものに限りです。

## 申請手続

### （1）交付申請【工事着工前】

申請に必要な書類を2部ずつ、所轄の都道府県労働局労働基準部健康安全課（健康課）に提出し、あらかじめ交付決定を受ける必要があります。

#### 【申請に必要な書類】 ※所定の様式があります。

- 受動喫煙防止対策助成金交付申請書※
- 受動喫煙防止対策に係る事業計画※
- 不交付要件に該当しない旨の書類※
- 労働保険関係成立届または直近の労働保険概算保険料申告書の写し
- 中小企業事業主であることを確認するための書類  
（継続事業の一括の労働保険概算保険料申告書の写し、登記事項証明書、資本金・労働者数を記載した資料、事業内容を記載した書類など）
- 喫煙室の設置を予定している場所の工事前の写真  
（撮影日：申請日から3カ月以内）
- 設置を予定している喫煙室の場所、仕様、換気扇などの設備、利用可能な人数、その他助成事業の詳細を確認できる資料
- 喫煙室が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
- 事業場の室内、およびこれに準ずる環境において、喫煙室以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
- 喫煙室の設置に関する施工業者からの見積書の写し
- その他都道府県労働局長が必要と認める書類

## (2) 実績報告 [工事終了後]

喫煙室の設置工事が終了したら、下記の書類を2部ずつ所轄の都道府県労働局に提出し、事業の実績報告を行う必要があります。

### 【実績報告に必要な書類】 ※所定の様式があります。

- 受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書※
- 受動喫煙防止対策に係る事業結果概要報告書兼助成金振込先申請書※
- 受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書の写し
- 交付決定内容を変更した場合、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書の写し（複数回変更している場合は、すべての写し）
- 工事についての請求書または領収書、経費についての内訳の写し
- 設置した喫煙室の場所、仕様、換気扇などの設備、その他設置した受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真（工事終了後速やかに撮影したもの）
- 交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
- 喫煙室が要件を満たして設置されたことが確認できる資料
- その他都道府県労働局長が必要と認める書類

審査の結果、事業内容が適切と認められれば、「受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知書」により、助成金額が確定し、実績報告書に記載された金融機関の口座に助成金が振り込まれます。

### < 注意点 >

- 交付申請・実績報告の審査時に、根拠となる資料を求めることがあります。また、資料に不備があると、交付決定・助成金の額の確定がされない場合があります。
- 交付決定を受けた事業内容を変更する場合、あらかじめ変更申請書を都道府県労働局に提出し、承認を受ける必要があります。
- 偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合は、助成金の返還を求める場合があります。また、5年以下の懲役・100万円以下の罰金に処せられることがあります。

申請について分からないことは、  
事業場のある**都道府県労働局健康安全課（健康課）**に  
ご相談ください

## 厚生労働省のホームページ

申請様式のダウンロードや、申請についてのQ&A 書類作成要領を閲覧  
できます。

<http://www.mhlw.go.jp/tunya/roudokujin/jigyousya/kitsuenboushi/>

## 厚生労働省が実施する委託事業

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して、  
以下の支援事業を実施しています。ぜひ、ご活用ください。  
(利用は原則無料)

### 受動喫煙防止対策の技術的な相談

#### ■相談支援業務（相談：無料）

事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の基準への  
対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を行います  
(必要に応じて実地指導も実施)。また、平成25年度から受動喫煙  
防止対策に関する説明会を実施します。

【相談ダイヤル】 **050-3537-0777**

【ホームページ】 <http://www.jashcan.or.jp/contents/second-hand-smoke>

【事業受託先】 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

### 喫煙室の要件の確認や事業場の実態把握

#### ■測定支援業務（測定機器貸出し）

職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計  
(浮遊粉じん濃度の測定)、風速計の無料貸出を行います(往復送料  
のみ申請者負担)。

【受付ダイヤル】 **050-3642-2669** (FAX:0288-50-1086)

【ホームページ】 <http://urx.nu/3RD>

【事業受託先】 株式会社 アマラン